



2025 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ン ダ ム

代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 西村 健

(コード：4917、東証プライム市場)

問合わせ先 CFO 澤田 正典

(TEL. 06-6767-5020)

株式会社シティインデックスイレブンスらによる当社株式の大規模買付行為等を踏まえた 当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ

当社は、株式会社シティインデックスイレブンス（以下「CI11」といいます。）及び野村
絢氏が 2025 年 9 月 24 日付大量保有報告書で同月 16 日時点において株券等保有割合にして
6.67%（議決権比率（注 1）7.14%）に相当する当社株式を保有していることを公表して以
降、CI11、野村絢氏及び株式会社シティインデックスファースト（以下「CI1」といい、CI11、
野村絢氏及び CI1 を総称して以下「CI11 ら」といいます。）が当社株式を急速かつ大量に買
い集めており（以下、CI11 らによる市場内外における当社株式の急速かつ大量の買集めを
「本株式買集め」といいます。）、2025 年 10 月 15 日付変更報告書 No. 7 によれば、CI11 ら
は、2025 年 10 月 7 日時点において、株券等保有割合にして 17.63%（議決権比率 18.87%）
に相当する当社株式を保有するに至っていること等を踏まえ、2025 年 11 月 4 日開催の取締
役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規
則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定すると
ともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配
されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、当社
株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導
入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

（注 1）「議決権比率」は、2025 年 9 月 30 日現在の当社の総株主の議決権の数 451,038
個に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）を記載しており
ます。以下同じです。

CI11 らが提出した大量保有報告書及び変更報告書によれば、CI11 らは、わずか 17 営業日
の期間内に株券等保有割合にして 17.63%（議決権比率 18.87%）もの当社株券等を急速かつ
大量に買い集めております。また、当社が株式会社証券保管振替機構に対する情報提供請求

により入手した情報等によれば CI11 らは 2025 年 10 月 7 日以降も当社株式を取得しており、当社としては、CI11 らによる本株式買集めが今後も継続する可能性があると考えております。

当社といたしましては、CI11 らによる本株式買集めその他の当社株券等の取得が大規模買付行為等（下記三.3(1)で定義されます。以下同じです。）に該当する場合又は該当することとなった場合には、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、現時点において、当社や当社の一般株主の皆様に対し、十分な情報や検討時間が提供されていないことを危惧しており、CI11 らによる本株式買集めは、このような状況を懸念する一般株主の皆様が当社株式の売却を強いる可能性がある（すなわち「強圧性」を有する）ものであると考えております。また、当社は、このような大規模買付行為等は、株主の判断のために有益な情報が、買収者から適切かつ積極的に提供されるべき旨を定めた、経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」の第三原則（透明性の原則）（同指針 2.1 参照）の趣旨に抵触するおそれがあるとも考えております。

また、2025 年 9 月 10 日付「MBO の実施予定に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025 年 9 月 10 日付プレスリリース」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、当社は、2025 年 9 月 10 日開催の当社取締役会において、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 2）として当社株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるカロンホールディングス株式会社（以下「カロンホールディングス」といいます。）（注 3）による当社株式に対する金融商品取引法及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、同日時点における当社の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。その後、当社は、2025 年 9 月 25 日付「MBO の実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「2025 年 9 月 25 日付プレスリリース」といいます。）でお知らせいたしましたとおり、2025 年 9 月 25 日開催の当社取締役会において、改めて、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました（注 4）。

（注 2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

（注 3）カロンホールディングスによれば、カロンホールディングスは、本日現在、CVC Capital Partners plc の子会社（以下、CVC Capital Partners plc 及びその子会社を「CVC」と総称します。）が助言を提供するファンド又はその General Partners により発行済株式の全てを間接的に所有されているカロン J グループホールディングス株式会社の完全子会社であり、当社株式を所有し、当社の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として 2025 年 7 月 23 日に設立された株式会

社であるとのことです。

(注4) 2025年9月25日開催の当社取締役会においては、2025年9月25日付プレスリリースにおいて、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けの開始又は当社取締役会による応募推奨の意見によって当社株式を市場で売却することが制限されるものではない旨の注意喚起を行うことが併せて決議されております。

もつとも、2025年11月4日付「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年11月4日付プレスリリース」といいます。)でお知らせいたしましたとおり、CII1らによる本株式買集め、及び2025年9月10日付プレスリリースの公表以降、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を大幅に上回る市場株価で当社株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が2025年9月25日付プレスリリースの公表後も継続していること等から、本公開買付けの成立可能性が相応に低下していると当社は考えております。そのため、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案(カロンホールディングス(CVC及びCVCの関連当事者を含みます。以下同じです。))が本公開買付けの条件を変更した場合には、当該変更後の提案を含みますが、それに限らず、カロンホールディングス以外の第三者からの提案を含みます。以下同じです。)を確保する時間を得るとともに、本株式買集めの是非について株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保する必要性について慎重に検討し、その一環として、本対応方針の導入を検討しました。その上で、本公開買付けに賛同する旨の意見及び当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することができるかについても、慎重に検討を行いました。

その結果、当社取締役会は、今後、(i)当社において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、(ii)CII1らによる大規模買付行為等の是非について、株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保することを目的として、本対応方針を導入することが、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資するとの結論に至り、2025年11月4日開催の取締役会において、基本方針を決定するとともに、本対応方針を導入することを決議いたしました(注5)。当該取締役会においては、本対応方針の導入について、審議及び決議に参加した当社の取締役(取締役合計7名のうち、当社の代表取締役会長である西村元延氏及び当社の代表取締役社長執行役員である西村健氏の2名を除く5名)の全員が賛成し、また、出席した当社の監査役(監査役3名のうち3名)はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。なお、西村元延氏及び西村健氏は、本公開買付けが、両氏との協議に基づいて、カロンホールディングスが実施するものであり、それぞれ本取引や本対応方針に関して当社との間で構造的な利益相反状態にあることから、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において本対応方針の導入に関する検討にも一切参加しておりませ

ん。

(注5) なお、2025年11月4日開催の取締役会においては、本公開買付けに関し、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨も決議しております。

本対応方針は、(i)当社において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、(ii)CI11らによる大規模買付行為等の是非について、株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保すること目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです(注6)。

また、上記の経緯を踏まえ、当社は、今後速やかに、カロンホールディングス以外の第三者も含めた候補者を対象とし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を得ることを目的とした手続を実施する予定です。

(注6) なお、上記のとおり、本対応方針の導入はCI11らによる本株式買集め等を踏まえたものですが、本対応方針の有効期間中に、CI11ら以外の者により、大規模買付行為等が行われ又は行われようとする場合にも、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することができなくなる可能性があることから、当該大規模買付行為等についても本対応方針の適用対象といたします。また、当社は本公開買付けに賛同の意見を維持する旨を表明する旨を決議しており、カロンホールディングスはこれを踏まえて本対応方針の導入前に本公開買付けを既に開始していること等から、本公開買付けに対し、本対応方針に定められた手続等を適用することは予定しておりません。

本対応方針は、取締役会の決議により導入され、本日付で効力が生じるものですが、(i)当社において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、(ii)CI11らによる大規模買付行為等の是非について、株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保することを目的とするものであるため、2026年2月28日までを有効期間とします。但し、有効期間の満了前に大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守せず、大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、当該大規模買付行為等に対応するために必要な範囲で、本対応方針は有効に継続するものとします。

さらに、本対応方針に基づく対抗措置(注7)による当社議決権の希釈化は、株主意思確認総会(注8)による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合に限り、本特別委員会(以下に定義されます。以下同じです。)による

勧告を最大限尊重して実施することとしております。すなわち、大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前に大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合は、当社は、本特別委員会による勧告を最大限尊重して取締役会決議により新株予約権無償割当てを株主意思確認総会に先行して行うことがあります、当社株式を対価とする当該新株予約権の強制取得（すなわち、非適格者（下記三 4 (1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。）の保有する当社議決権の希釈化）については、株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ実施されます。株主意思確認総会による承認が得られなかった場合には、当社は、当該新株予約権の全部を無償で強制取得する予定であり、その場合、希釈化は生じません。詳細につきましては下記三 3 (2)⑤に記載しております。

（注 7）具体的には、(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当てを行い、(b)それに続いて、当社株式を対価として、非適格者以外の者が保有する全ての当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること等です。

（注 8）会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

なお、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、本取引のために設置された特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）に対し、本対応方針に係る対抗措置の発動の是非等について決定し、その決定の内容を当社取締役会に対して勧告する旨等を委嘱しました。詳細は、別紙 1「本特別委員会規則の概要」及び別紙 2「本特別委員会委員略歴」をご参照下さい。

また、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株券等の大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討し又は対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、大規模買付行為等の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、「私たちマンダムは、健康と清潔と美を通じて、奔放に大胆に、あなたの日常を発見と感動で満たす「人間系」企業です。」を企業理念に掲げ、化粧品製造・販売事業を主たる事業として、日本事業、インドネシア事業、その他海外事業の3つのセグメントを設け、アジアを中心としたグローバル展開を推進しております。各エリアのマーケット状況、生活者の嗜好性やライフスタイル、購買力等それぞれの地域特性にきめ細かく対応することによって市場の創造、活性化を図っております。当社の企業価値の源泉は、そのような市場の創造、活性化を実現するためのモノづくり文化を支える確かな技術力と人材、そして長年のお客様との信頼関係により築き上げたブランドとグローバルネットワークにあると考えております。当社株券等の大規模買付行為等を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

したがって、当社は、当社株式の大規模買付行為等が行われる場合には、当該大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会としての意見等も開示した上で、株主の皆様がかかる判断をするために必要かつ十分な時間が確保されるよう、適切な措置を講じてまいります。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1927年12月に金鶴香水株式会社として設立され、香水、化粧品、石鹸の製造販売を開始しました。1958年にはフィリピンのマニラ市にて海外事業の第一歩として、TANCHO CORPORATION が海外での化粧品の生産活動を開始しました。当社はその後1971年に商号を「株式会社マンダム」に変更の上で、1978年に高級男性化粧品ギャツビーブランドの販売を開始しました。さらに1988年から1993年にかけて、シンガポール、台湾、タイ、フィリピン及び香港にて合弁会社を設立し、1993年にはP.T. TANCHO INDONESIA（現：PT MANDOM INDONESIA Tbk）がジャカルタ証券取引所（現：インドネシア証券取引所）に上場するなど海外事業の拡大を図ってまいりました。また、当社株式は、2002年1月に東京証券取引所市場第二部に上場し、2003年3月に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定替えを経て、現在は、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、東京証券取引所プライム市場に上場しております。本日現在、当社グループは、当社、子会社18社及び関連会社1社により構成されており、「私たちマンダムは、健康と清潔と美を通じて、奔放に大胆に、あなたの日常を発見と感動で満たす「人間系」企業です。」を企業理念に掲げ、化粧品製造・販売事業を主たる事業として行っております。

具体的には、男性向け化粧品分野においては、「ギャツビー」や「ルシード」等のブランドを通じて、洗顔料、ヘアスタイリング剤、ボディケア製品、シェービング関連商品等多様な製品を提供しており、当社は国内男性化粧品及びスタイリング市場において有力な地位を占めていると考えております。また、女性用化粧品についても、「ビフェスタ」等のスキンケアブランドを中心に、クレンジング、化粧水、乳液等の基礎化粧品を展開しております。なお、当社グループは、日本事業、インドネシア事業、その他海外事業の3つのセグメントを設け、アジアを中心としたグローバル展開を推進しております。各エリアのマーケット状況、生活者の嗜好性やライフスタイル、購買力等それぞれの地域特性にきめ細かく対応することによって市場の創造、活性化を図っております。当社の企業価値の源泉は、そのような市場の創造、活性化を実現するためのモノづくり文化を支える確かな技術力と人財、そして長年のお客様との信頼関係により築き上げたブランドとグローバルネットワークにあると考えております。

変化の激しい現代社会において、当社の企業価値を維持・向上していくためには、こうした当社の企業価値の源泉を将来にわたり磨き続け、お客様の生活者ウォンツを的確にキャッチし、これを反映した製品を提供していくことが重要であると考えています。

2. 企業価値向上のための取組み

グローバル化の進展に伴い、生活者の価値観やトレンドは急速に多様化しており、これらの変化に柔軟かつ迅速に対応するためには、よりアグレッシブで革新的な事業運営が求められていると考えております。こうした環境認識のもと、当社グループは、2024

年4月より、2024年度を初年度とする第14次中期経営計画「MP-14」（以下「本中期経営計画」といいます。）を推進しています。本中期経営計画は、2021年度を初年度とする第13次中期経営計画「MP-13」で顕在化した課題を早期に解決し、当社創業100周年にあたる2027年のありたい姿として策定した2017年から2027年にかけての中長期的な計画「VISION2027」と、その次の100年に向けた持続的成長の礎を築く成長基盤構築のための計画と位置づけています。本中期経営計画では、真のグローバル企業を目指し、経済的価値と社会的価値の双方を高めることで、企業価値の向上を図ることとしており、具体的には、以下の取り組みを推進することとしております。

(i) 日本事業の収益性改善及び新たな成長エンジンの模索

当社グループでは、連結業績の中核を担う日本事業の業績回復を最優先課題と捉え、本中期経営計画開始時からサプライヤーとの連携強化や戦略的な調達等といったバリューチェーンの各要素の見直しに取り組み、日本では2025年3月期の売上高は2024年3月期対比6.2%増加、2025年3月期のセグメント利益は2024年3月期対比172.2%増加となり収益改善に一定の効果が出ております。当社グループの持続的な成長を実現するため、製品を通じた生活者への貢献を第一にした事業推進と並行してバリューチェーンの各要素の見直しを引き続き推進することとしております。

一方で、当社としては、将来の人口減少や長期的な実質GDP成長の鈍化が予測され、市場環境についても既存の競合他社や海外輸入品との更なる競争激化が見込まれていると考えているため、安定的な成長の実現のために、バリューチェーンの各要素の見直しによる収益性改善によって得た原資を活用し、将来の日本事業を担う成長エンジンの獲得に向け、新たな挑戦を積極的に継続することとしております。

(ii) インドネシア事業の収益性改善

2024年5月に経営陣を一新し、収益改善に取り組んでおります。具体的には、デジタル戦略として、ECチャネルの強化、インフルエンサーを利用した広告等の積極的なマーケティング投資による売上の伸長や、日本事業との連携の強化による原材料・包材のコストの抑制、IOTを活用した生産管理による生産効率性の向上といった一定の効果がれているものと考えており、引き続き収益改善を進めることとしております。

(iii) 海外事業のASEANエリア（インドネシアは除く）における事業推進

従来インドネシア以外の既存展開国における事業活動、及び新規国における事業開拓を担当していた海外事業領域について、新規国の開拓を切り離し、北東アジア・東南アジア・インド事業領域へ名称変更を行い、既存展開国における事業活動に集中を高め、既存展開国において事業規模拡大・成長を目指しております。

当社としては、既存展開国の中でも、ASEAN エリアの人口と市場規模は継続的に拡大しており、経済成長率も日本よりも高い伸長率となると考えております。このような外部環境等も考慮し、当社グループでは、ASEAN エリア（インドネシアは除く）の事業を今後の当社グループの中での成長ドライバーと位置づけて更なる量的成長に向けて取り組みを進めていくこととしております。

2025 年 9 月 10 日付プレスリリース及び 2025 年 9 月 25 日付プレスリリースでお知らせしましたとおり、当社は、当社の中長期的な更なる企業価値向上のためには、CVC が当社に提示した、(ア)当社の既存ビジネスの更なる拡大・高度化、(イ)経営管理体制・組織の抜本的な高度化支援、(ウ)M&A・業務提携等による非連続的な成長機会の探索・実行支援、(エ)グローバル市場における事業展開やバリューチェーン強化の支援といった具体的な施策を積極的に推進していくべきであり、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいと認識している一方で、当該施策は事業構造の大きな転換や新たな取り組みを伴うものであり、当該施策が当社グループの業績に貢献するまでに、相応の時間と戦略的な投資を含む各種先行投資が必要になることを考慮すると、短期的には当社グループの財務状況や業績の悪化をもたらすリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、株価の下落や配当の減少等、当社の株主の皆様に対して多大な悪影響を与えてしまう可能性があるものと考えたことから、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化し、所有と経営を一致させ、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、CVC 及びその関連当事者、西村元延氏、西村健氏、当社、従業員が一丸となって各施策に迅速かつ果敢に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であると考えたこと等から、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資すると認められるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明しております（当社の本公開買付けに対する意見の詳細については、2025 年 9 月 10 日付プレスリリース及び 2025 年 9 月 25 日付プレスリリースをご参照ください）。

また、2025 年 11 月 4 日付プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、2025 年 11 月 4 日開催の取締役会において、当社は、引き続き、本公開買付けを含む本取引は当社の企業価値の向上に資すると認められるものと判断し、本公開買付けに賛同の意見を維持する旨を表明する旨を決議しております（注 1）。

（注 1）なお、2025 年 11 月 4 日付プレスリリースでお知らせいたしましたとおり、当社は、2025 年 11 月 4 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関する当社取締役会の意見のうち、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨については撤回し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に

委ねる旨の決議をしております。

3. コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

(i) コーポレートガバナンスポリシー

グローバル社会と共存・共生・共創するマנדラムグループの使命として、企業理念を具現化するため、「健全性と透明性の確保」を前提とした「効率性の追求」を通して、良質な利益を生み出すことにより、生活者・社会をはじめとしたステークホルダーとともに、持続的に健全なる発展を遂げる。

(ii) コーポレート・ガバナンス体制

監査役会設置会社制度を採用し、監査役による厳格な適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、取締役会に複数名の社外取締役を設置することにより、モニタリング機能・アドバイザリング機能を強化します。また、執行役員制度を採用し、責任の明確化と権限委譲を行い、積極的・機動的な業務執行が行えるシステムを構築するとともに、CxO 制を導入することによってグループ経営執行体制を強化し、経営資源の配分の最適化と意思決定の迅速化を図り、イノベーションの加速と成長性向上を目指します。

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

三 本対応方針の目的及び内容

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模

買付行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、その前提として、大規模買付者からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必須であると考えております。また、CII1 らによる本株式買集め、及び 2025 年 9 月 10 日付プレスリリースの公表以降、本公開買付価格を大幅に上回る市場株価で当社株式の売買が大量に行われてきており、かかる状況が 2025 年 9 月 25 日付プレスリリースの公表後も継続していること等を踏まえ、本公開買付けの成立可能性が相応に低下していること等から、当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保する必要があると考えております。そのため、大規模買付行為等がなされる場合に、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を検討するために要する時間を確保し、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保するための時間を得るための枠組みとして、以下のとおり、本対応方針を設定いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大規模買付者に対し、本対応方針に従うことを求めます。また、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、本対応方針に従って株主の皆様の判断を得る機会を確保できるよう、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

2. 本対応方針の概要

(1) 本対応方針に係る手続の概要

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図るため、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を検討するために要する時間を確保することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、すなわち、大規模買付者が、下記 3(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合、当社取締役会は、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

(2) 本特別委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関し、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止して、その判断の客観性・合理性を担保するため、本特別委員会に対し、本対応方針に係る対抗措置の発動の是非等について決定し、その決定の内容を当社取締役会に対して勧告する旨等を委嘱し、特別委員会規程（概要につきましては、別紙1をご参照ください。）を制定しました。当社取締役会は、かかる本特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、本特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び本特別委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

本特別委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、本特別委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、本特別委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等、及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第277条ないし第279条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記4をご参照ください。）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本対応方針の内容

(1) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を 20%以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付その他の取得行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が 20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の取得行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となるような当社株券等の買付その他の取得行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注４）を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります。）

であると合理的に判断される行為を意味します（注５）（但し、いずれも本公開買付けを含む本取引その他事前に当社取締役会が本対応方針を適用しないことに同意したものを除きます。）。

また、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

（注１）特定株主グループとは、(i)当社の株券等の所有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する所有者をいい、同条第 3 項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）及びその共同所有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同所有者をいい、同条第 6 項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的

に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。但し、本対応方針においては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないとする旨の取締役会による認定がない限り、本対応方針においては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本対応方針においては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社の株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特

定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、共同協調行為等の認定基準（別紙4。但し、本特別委員会は、法令等の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

（注5）本文の①乃至③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、本特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の議決権割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の議決権割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに他の株主との間で行う上記③に掲げる行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

（2） 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保するとともに、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を検討する前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が検討するために要する時間を確保することを目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の検討期間を確保できるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は、その 60 営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会

宛に書面にて提出していただきます。大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について適時適切に開示いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別紙3のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、取締役会評価期間（下記③で定義されます。）内において適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断にあたっては、本特別委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間につ

いては、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、本特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長 20 営業日延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由及び延長期間を適時適切に開示します。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、大規模買付者を含む特定株主グループが本対応方針に定めるルールを遵守していると認められる場合には、対抗措置を発動すべきではないと考えられるため、株主意思確認総会を開催いたしません。

他方で、当社は、大規模買付者を含む特定株主グループが本対応方針に定めるルールに違反したと認められる場合で、当社取締役会において大規模買付行為等に対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲で速やかに準備の上で株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主意思確認総会においては、株主の皆様当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、対抗措置を発動することの是非等について株主の皆様のご意思を確認するものとします。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会が、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえ、本特別委員会の意見を最大限尊重して、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。具体的には、大規模買付行為等の目的、方法及び内容並びに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案して、大規模買付者及び本特別委員会が当該議案との関係で大規模買付者等と特別の利害関係を有すると認める者を、その承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催

日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大規模買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大規模買付行為等を実施してはならないものとし、既に大規模買付行為等が実施されている場合には、買付けの中断や公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守せず、上記④に従って株主意思確認総会が開催され、当該株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で、下記4に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、及び(b)それに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、株主意思確認総会において大規模買付行為等の是非について株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することができなくなります。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催に先立ち、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

もっとも、その場合であっても、当社株式を対価とする本新株予約権の強制取得（すなわち、非適格者の保有する当社の議決権の希釈化）は、株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ実施するものとします。株主意思確認総会による承認が得られなかった場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償で強制取得する予定であり、その場合には、希釈化は生じません。

当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、当社は、当社取締役会の意見及びその理由並びにその他の適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合に

は、速やかにその旨を開示します。

なお、非適格者以外の株主の皆様の議決権の希釈化が生じることを避けるため、本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数が発生しないよう、本新株予約権の無償割当てに先立ち、株式分割を実施することがあります。

4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

(a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注6）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注7）、共同協調行為等の認定基準（別紙4）に基づいてなされた本特別委員会の意見を聴取し、本特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(i) 大規模買付者（大規模買付者及び大規模買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第2号）をいいます。）

(ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされ

るものを含まず。)

- (iii) 大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項第2号）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含まず。)
- (v) 大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注8）

(注6) 但し、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注7) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

(注8) 「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約又は公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案するものとします。

- (b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全

て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

- (d) 上記(c)の条件の充足の確認は、上記(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

- (a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

- (b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます。

- (i) 行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%又は当社取締役会が別途定める割合（本日時点の大規模買付者の当社株券等に係る議決権割合が20%を超えている場合には、当該大規模買付者との関係では、「20%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（但し、その計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が 20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が 20%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が 20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があると

きは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。但し、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に取得

し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守する限り、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当て手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当

社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることになります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に 1 円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様が割り当てられた本新株予約権は、上記 4 (1) のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 4 (1) ⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることになります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様が一定の手続をお願いする場合があります。

但し、非適格者については、本新株予約権の行使又は当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記 4 (1) ⑥(b) のとおり、第 2 新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

(d) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

四 本対応方針の合理性

1. 買収への対応方針・対抗措置に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、並びに、東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る規則及び同取引所有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針に妥当するものについては、本対応方針においても充足されていると当社は考えております。

2. 株主意思の尊重

上記のとおり、本対応方針は、取締役会の決議により導入され、本日付で効力が生じるものですが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに際しては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。取締役会が株主意思確認総会の開催前に対抗措置の発動を決定する場合であっても、当社株式を対価とする本新株予約権の強制取得（すなわち、非適格者の保有する当社の議決権の希釈化）は、株主意思確認総会による承認が得られた場合にのみ実施するものとしているため、最終的には株主意思確認総会における株主の皆様のご意思が反映されることになります。

このように本対応方針は、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守する限り、当社取締役会が対抗措置を発動することを決定することはありません。そのため、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記三2(2)のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、本特別委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、本特別委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、本特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び本特別委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得

ること等ができます。これにより、本特別委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記五に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

五 本対応方針の廃止の方法及び有効期間

本対応方針は、本日から効力が生じ、その有効期間は、2026年2月28日までとします。但し、有効期間の満了前に大規模買付者が本対応方針に定めるルールを遵守せず、大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、当該大規模買付行為等に対応するために必要な範囲で、本対応方針は有効に継続するものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されております。

また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

以上

特別委員会規則の概要

- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった特別委員が、当社の取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、特別委員としての任期も同時に終了するものとする。上記にかかわらず、本対応方針が特別委員の任期の途中で廃止された場合には、特別委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、特別委員会の各委員は、特別委員会における審議及び決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応方針に係る対抗措置の発動の停止
 - ③ ①及び②の他、本対応方針において特別委員会が権限を与えられた事項
 - ④ その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問した事項
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各特別委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。

- ・ 特別委員会の議長は、各特別委員の互選により選定される。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員の全員が出席（Web 会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- ・ この特別委員会規則は、特別委員会について、本対応方針との関係での規律のみを定めるものとする。

以上

特別委員略歴

本対応方針導入当初の特別委員会の委員は、以下の 5 名です。

氏 名： 森 幹晴（もり みきはる）

生 年 月 日： 1976 年 12 月 14 日

略歴： 2004 年 10 月 長島・大野・常松法律事務所入所
 2011 年 9 月 Shearman & Sterling LLP 入所
 2016 年 1 月 日比谷中田法律事務所入所
 2017 年 7 月 同事務所パートナー就任
 2019 年 4 月 東京国際法律事務所開設 同事務所 共同代表／代表パートナー
 （現任）
 2021 年 6 月 当社 社外監査役（現任）
 現在に至る

森幹晴氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を
 当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 谷井 等（たにい ひとし）

生 年 月 日： 1972 年 6 月 2 日

略歴： 1996 年 4 月 日本電信電話株式会社入社
 1997 年 9 月 合資会社デジタルネットワークサービス代表社員
 2000 年 1 月 株式会社インフォキャスト代表取締役
 2005 年 6 月 シナジーマーケティング株式会社代表取締役
 2016 年 9 月 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役
 2017 年 2 月 株式会社ペイフォワード代表取締役（現任）
 2019 年 1 月 株式会社スペースエンジン社外取締役
 2019 年 7 月 シナジーマーケティング株式会社取締役会長（現任）
 2019 年 8 月 株式会社エニキャリ社外取締役（現任）
 2019 年 12 月 株式会社オンデック社外取締役
 2020 年 1 月 ハッピーPR 株式会社代表取締役（現任）
 2020 年 6 月 当社社外取締役（現任）
 現在に至る

谷井等氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 伊藤 麻実（いとう まみ）

生 年 月 日： 1967 年 11 月 24 日

略歴： 2000 年 3 月 日本電鍍工業株式会社代表取締役（現任）
2012 年 4 月 日本アクセサリー株式会社代表取締役社長（現任）
2012 年 7 月 株式会社ジュリコ代表取締役社長（現任）
2020 年 6 月 株式会社きもと社外取締役
2023 年 3 月 リョービ株式会社社外取締役（現任）
2023 年 6 月 当社社外取締役（現任）
現在に至る

伊藤麻実氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 原田 哲郎（はらだ てつろう）

生 年 月 日： 1965 年 9 月 22 日

略歴： 1981 年 4 月 海上自衛隊 入隊
1990 年 4 月 日本生命保険相互会社 入社
1996 年 6 月 カリフォルニア大学バークレー校経営大学院経営学修士
2006 年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ執行役員
2017 年 11 月 アイペット損害保険株式会社 取締役
2018 年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ取締役
2020 年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 CEO
2020 年 10 月 アイペットホールディングス株式会社取締役（監査等委員）
2021 年 6 月 アイペットホールディングス株式会社取締役
2023 年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ取締役
2024 年 6 月 株式会社ドリームインキュベータ取締役（監査等委員）（現任）
2024 年 6 月 当社社外取締役（現任）
2024 年 6 月 株式会社ワコールホールディングス社外取締役（現任）
現在に至る

原田哲郎氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 田中 基博（たなか もとひろ）

生 年 月 日： 1961 年 3 月 23 日

略歴： 1988 年 10 月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入社
1992 年 3 月 公認会計士登録
1997 年 3 月 株式会社表現社監査役（現任）
2011 年 5 月 有限責任あずさ監査法人パートナー就任
2013 年 7 月 同所神戸事務所長
2017 年 7 月 同所常務執行理事、大阪第二事業部長
2021 年 7 月 同所専務役員、京都事務所長
2023 年 7 月 田中基博公認会計士事務所代表（現任）
2024 年 6 月 公益財団法人松下幸之助記念志財団監事（現任）
2024 年 6 月 当社 社外監査役（現任）
2025 年 4 月 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授（現任）
現在に至る

田中基博氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、投資方針の詳細、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等に関して第三者との間で行った協議の内容並びに大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に意図する当社の株主としての権利行使等に関する方針、取締役の派遣に関する意向、並びに当社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）及び配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）に関する考え
6. 大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
7. 大規模買付行為等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、大規模買付行為等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者」には、「買付者」の親会社及び子会社（買付者を含め、「買付者グループ」という。）、買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。
1. 当社株券等を取得している時期が、買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買付者による当社の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得のための行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、買付者による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
 6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び買付者（並びに認定対象者以外の者で買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社においてその中長期的な企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する

事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行)が生じているか。生じているとしてその中長期的な企業価値又は株主価値の毀損のおそれはどの程度か

8. 買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この 10 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この 11 を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上